



# 2020年度人事委員会勧告への要求書(案)

## 主な要求項目

- 民間給与実態を精確に把握し、地域事情を十分に精査のうえ、私たちの実質生活を改善するための勧告を行うこと。公平・公正な公民比較方法により月例給与の水準を改善すること。
- 一時金支給月数の現行水準（年間4.5月）を維持すること。
- 県関係職員の実態賃金が民間給与水準から低下しないよう「給料表の水準調整」の実施を図ること。
- すべての職員が定年まで昇給可能となるよう、思い切った号給延長を行うこと。
- 人事評価制度については、公平性・公正性・透明性・納得性・合目的性・客観性等の保障と労使の交渉・協議の継続がなされた上で、人事委員会として運用状況の検証を行い任命権者へ必要な要請を行うこと。
- 恒常的な超過勤務を縮減し、サービス残業を根絶させるため、県関係職員の職場実態を把握・分析して実効ある対応を図ること。
- 時間外勤務命令の上限規制に関しては、他律的部署の所属が大半を占めること、上限遵守のための取組において具体的な対応策が準備されていないこと、事前対応が半ば圧力的に進められていることなど、課題が見受けられるため、実態を把握して必要な措置を講ずること。
- 新型コロナウイルス感染症対策で特定の部署や担当者に過度な負担に基づく長時間労働が生じていることから、これらの状況の改善につながる要請を行うこと。
- 年次有給休暇の取得を積極的に促進するため、労働環境を含む諸条件の改善を図るなどの具体的な措置を講ずること。
- 扶養手当については、子等の上限額への早期引き上げおよび配偶者分の減額の回復を行うこと。
- 通勤手当については、駐車・駐輪に係る支給額の引き上げを基本に改善すること。高速道路等利用については、異動要件を全面的に緩和するとともに、利用料金を全額支給とすること。
- 借家等に係る住居手当について、全額支給限度額および最高支給額の引上げを図ること。また自宅に係る手当の支給を復活すること。

- 特殊勤務手当については、特に、新型コロナウイルス感染症防止のための関連業務に関しては、職務や実態を踏まえ、手当の支給対象範囲や支給額の改善を図ること。
- 中途採用者の賃金格差を解消するため、経験年数換算率、号給調整換算率、年齢別初任給基準などの抜本的改善を行うとともに、前歴を有するすべての職員に在職者調整を実施すること。
- 在宅勤務制度について、新型コロナウイルス対策で制度利用者が拡大してきたことを踏まえて、今後の制度活用に向けての実態把握と課題解決を図ること。
- ボランティア休暇の日数（現行5日間）を拡大するとともに、利用範囲の拡大を図ること。
- 「リフレッシュ休暇」を復活すること。
- 「スクーリング休暇」「リカレント休暇」（有給教育休暇）を特別休暇として新設すること。
- 夏季特別休暇の付与日数を増加するとともに、取得期間を6月から10月までに拡大すること。
- 「すべての職員がいきいきと活躍できる県庁を目指して」に基づき、男女平等実現に向けた環境整備と教育の強化策などが進められるよう、任命権者へ働きかけること。
- 職場でのセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等への実効ある防止策を推進するため、対策を強化すること。特に、パワーハラスメント対策については、法改正や国の対応を踏まえ、現行指針の早急な見直しを図ること。
- 育児や介護と仕事の両立支援制度について、十分な活用ができるよう、代替職員の配置をはじめとした環境整備を図ること。また、男性が育児休業を取得しやすくなるよう具体的な促進策を講ずること。
- 会計年度任用職員制度の処遇改善として、正規職員との均衡・権衡ある給与・諸手当や休暇等の改善を図ること。
- 定年の引き上げについては、国に遅れることなく県の職場・職員の実情に即した対応を図ること。
- 本年の勧告・報告の内容や実施時期については、当共闘会議との十分な交渉・協議、合意のもとに進めること。

# 今から加入できます

## お勧めのポイント

- ポイント①  
病気やけがの入院は、日帰り入院から保障
- ポイント②  
がんなど5大成人病の入院は、さらに手厚く保障
- ポイント③  
入院を伴う通院をカバー
- ポイント④  
不慮の事故の場合は、通院だけでも保障（通院5日以上）
- ポイント⑤  
154種類の手術は、入院がなくても保障
- ポイント⑥  
女性特有疾病の14種類の手術は入院日額の40倍

### ○募集開始日

2020年10月5日から(12月15日まで)

### ○保障開始(発効日)

2021年3月1日から

今回団体生命共済に加入する方、すでに加入している方は、長期共済&税制適格年金にも加入OK

予定利率(複利)  
**1.25%**

## 長期共済 (積立型保険)

■ 在職中積立金額例表 (月払1口3,000円あたり)

積立期間	掛金累計 (①)	積立金 (②)	差額 (②-①)	積立割合 (②÷①)
5年	180,000円	180,700円	700円	100.39%
10年	360,000円	372,000円	12,000円	103.33%
15年	540,000円	574,600円	34,600円	106.41%
20年	720,000円	789,100円	69,100円	109.60%
25年	900,000円	1,016,200円	116,200円	112.91%
30年	1,080,000円	1,256,700円	176,700円	116.36%
35年	1,260,000円	1,511,400円	251,400円	119.95%
40年	1,440,000円	1,781,000円	341,000円	123.68%

※積立期間が月払で5年未満のときは、積立金が払込掛金累計額を下回ります。

## 月額掛金

30歳以下 : 1820円  
全年齢 : 2900円~

# じちろう 団体生命共済

